

ひとり親家庭等医療費助成

18歳に達した日の属する年度の末日まで(障害がある場合は20歳未満)の児童のいるひとり親家庭およびひとり親家庭に準ずる家庭に対して、保険診療の本人負担分を助成します。(前年度住民税課税世帯は一部負担あり)

支給対象

- ひとり親家庭の母または父
 - 両親がいない児童などを養育している養育者
 - ひとり親家庭の児童または養育者に養育されている児童
- ※所得制限があります。

**ひとり親家庭ホームヘルプサービス**

育児や家事などをお手伝いするホームヘルパーを派遣します。

対象中学生以下の児童のいるひとり親家庭で、次のいずれかに該当するため、日常生活に支障をきたしている家庭

- ひとり親家庭となってから2年以内の場合
- 小学校低学年以下の児童がいる場合
- 親または中学生以下の子どもが一時的な傷病の場合
- 親族等の冠婚葬祭に親が出席する場合
- 日常の家事および育児を行っている同居の祖父母等が一時的な傷病の場合
- 技能習得のための通学・就職活動・出張・学校の公式行事への参加等の場合

派遣回数月12回まで

派遣時間午前7時から午後10時までの間で1日2時間以上8時間まで

援助内容

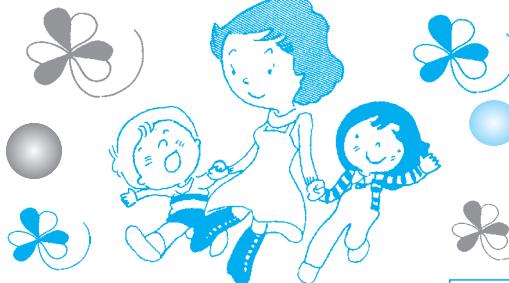
- 育児 ●食事の世話
 - 住居の掃除・整理整頓
 - 被服の洗濯・補修
 - その他必要な用務
- ※所得に応じて費用負担があります。

**児童育成手当(育成手当)**

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日までの児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している方

- 父または母が死亡した児童
- 父または母が生死不明である児童
- 父または母に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 父または母が1年以上拘禁されている児童
- 父または母が重度の障害を有する児童
- 父母が離婚した児童
- 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

手当額申請の日の翌月分から児童1人月額13,500円※所得制限があります。

**母子家庭自立支援教育訓練給付金**

支給対象母子家庭の母で20歳未満の児童を扶養している家庭で次のすべての要件を満たす方

- 児童扶養手当の支給を受けているか、児童扶養手当の支給要件と同等の所得水準の方
- 雇用保険の教育訓練給付の受給資格がない方
- 当該講座の受講が、就職につくために必要であると認められる方
- 原則として、過去に訓練給付金を受給していない方

支給対象講座雇用保険制度における教育訓練給付の指定教育訓練講座等

支給額終了した対象講座の受講料の40%(上限20万円、ただし8,000円以下は給付対象外)

児童扶養手当

支給対象18歳に達した日の属する年度の末日まで(身体障害者手帳1級~3級程度・愛の手帳1度~3度程度の障害がある場合は20歳未満)の児童で、次のいずれかの状態にある児童を扶養している母または養育者

- 父母が離婚した児童
- 父が死亡または生死不明である児童
- 父が重度の障害を有する児童
- 父が1年以上拘禁されている児童
- 父に引き続き1年以上遺棄されている児童
- 婚姻によらないで生まれた児童(認知した父の扶養がある場合を除く)

手当額申請の日の翌月分から

- 児童1人月額41,720円、一部支給月額41,710円から9,850円までの所得に応じた額
 - 児童2人月額5,000円加算
 - 児童3人目以降1人につき3,000円加算
- ※所得制限があります。(児童の父から受けた養育費の8割も所得に算入されます)

問合せ子育て支援課
子育て支援係

市では、国や都と協力して次のような事業を実施しています。

ひとり親家庭の福祉制度

ごぞんじですか?

東京都母子・女性福祉資金

都内に6か月以上住み、20歳未満の児童を扶養している母子家庭の生活の安定とその児童の福祉向上を図るために、13種類の資金を無利子または低利子でお貸します。また、一定の条件を満たす単身の女性の方にも同様の資金をお貸します。

資金の種類事業開始資金、事業継続資金、修学資金、就学支度資金、修業資金、就職支度資金、住宅資金、転宅資金、医療介護資金、技能習得資金、生活資金、結婚資金等

ひとり親家庭休養ホーム

東京都のひとり親家庭休養ホーム事業を利用(宿泊施設に限りません)されたひとり親家庭に対して、市独自に宿泊費用等の一部を助成します。

利用回数1人当たり1年度1回(泊)まで
助成額1人当たり(3歳以上)1泊につき3,000円

**あき家都営住宅(高齢者集合住宅)
平成19年2月入居予定の地元割当入居者を募集**

募集内容①熊川1143番地1都営熊川アパート22号棟303号室戸数1戸(2人世帯用)

②間取り2DK(6畳和室・6畳洋室・DK)

使用料27,000円~59,400円(予定額)

②熊川1143番地1都営熊川アパート23号棟405号室・504号室戸数2戸(単身者用)

③間取り1DK(6畳和室・DKまたは6畳洋室・DK)

使用料19,900円~43,700円(予定額)

申込資格①申込者本人が65歳以上(昭和16年10月15日以前生まれ)の方。2人世帯用の場合は、それに加えて65歳以上の同居親族がいること。ただし配偶者はおおむね60歳以上。

②申込者本人が東京都内に3年以上(平成15年10月15日以前から)居住し、公募時現在福生市内に引き続き1年以上(平成17年10月15日以前から)居住している方で、そのことが住民票または外国人登録原票記載事項証明書で証明できること。

③所得基準申込世帯の年間所得が1人世

帯3,216,000円以内、2人世帯3,596,000円以内の方。

④現に住宅に困っていることが明らかであること。

⑤市・都民税、国民健康保険税等を滞納していないこと。

⑥独立した日常生活が可能で、自炊ができる程度に健常であること。(身体上または精神上著しい障害があるために常に介護を必要とする方は、その心身の状況に応じた介護を受けられることができます。)

※自家所有者は原則として申込み不可。

申込用紙の配布・受付等10月10日(火)~14日(土)の午前8時30分~午後5時15分。介護福祉課高齢福祉係(市役所本庁舎1階)※土曜日の正午から午後1時を除く。申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

高齢者住宅生活協力員を募集します

シルバーピア熊川第二(熊川1,077番地12)に併設する特定公共賃貸住宅に入居し、市との業務委託契約に基づき、入居者の安否確認や緊急時の対応、疾病に対する一時的な介助、生活の相談などを行っていただきます。

募集人員1名(戸数1戸)

生活協力員申込資格①高齢者の福祉に理解がある②入居者の生活支援に熱意がある③生活協力員住宅に居住し、在宅業務が可能④20歳以上65歳未満で心身が健康⑤世帯が次の特定公共賃貸住宅条例に定める申込資格がある

特定公共賃貸住宅の申込資格①福生市内に1年以上居住②同居親族がいる③世帯の合計所得が所得基準内(下表参照)④市・都民税、国民健康保険税等を滞納していない⑤住宅に困っている

◎特定公共賃貸住宅の使用料は補助◎間取り3LDK

業務委託料月額10万円程度

申込み用紙の配布・受付10月2日(月)~7日(土)午前8時30分~午後5時15分。介護福祉課高齢福祉係(市役所本庁舎1階)※土曜日の正午から午後1時を除く。申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

問合せ介護福祉課高齢福祉係

家族数	所得金額(円)
2人	2,552,000円~7,292,000円
3人	2,932,000円~7,672,000円
4人	3,312,000円~8,052,000円
5人	3,692,000円~8,432,000円
6人	4,072,000円~8,812,000円

日(月)~7日(土)午前8時30分~午後5時15分。介護福祉課高齢福祉係(市役所本庁舎1階)※土曜日の正午から午後1時を除く。申込用紙に必要事項を記入し、受付期間内に直接お持ちください。

問合せ

介護福祉課高齢福祉係